

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年2月27日認可した。

平成29年3月3日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西唐谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂入池上流地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂子地区